

議案第 5 5 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、同令に基づき定めている本市の基準について、改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に、「第 17 条」を「第 17 条第 1 項」に改める。

第 7 条中「まで」の次に「並びに附則第 4 項」を加え、「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に改め、「保育園」の次に「(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。)」を、「幼稚園」の次に「(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)」を、「認定こども園」の次に「(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)」を加え、同条第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」とい

う。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 17 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 保育園、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 3 項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第 38 条第 2 号中「(平成 24 年法律第 65 号)」を削る。

第 46 条中「第 7 条第 1 号」を「第 7 条第 1 項第 1 号」に改める。

附則第 2 項中「施行の日の前日」を「施行の日(以下「施行日」という。)の前日」に、「若しくは」を「又は」に、「行う者」を「行う者(次項において「施設等」という。))」に、「施行日後」を「施行日以後」に、「この条例の施行の日」を「施行日」に、「業務に」を「部分に」に改める。

附則中第 9 項を第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附則第 3 項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 16 条、第 23 条第 4 号(調理設備に係る部分に限る。)及び第 24 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への

食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第 11 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第6条 1～4 省略</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに<u>第17条第1項</u>において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 省略</p> <p>(保育園等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに<u>附則第4項</u>において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第6条 1～4 省略</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに<u>第17条</u>において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 省略</p> <p>(保育園等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p>

<p>を提供すること。</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p> <p>第 8 条～第 16 条 省略 (食事の提供の特例)</p> <p>第 17 条 1 省略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレル</p>	<p>(3) 省略</p> <p>第 8 条～第 16 条 省略 (食事の提供の特例)</p> <p>第 17 条 1 省略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3)省略</p>
---	--

ギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 3 項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第 18 条～第 37 条 省略

第 4 章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第 38 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 省略
- (2) 子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3)～(5) 省略

第 39 条～第 45 条 省略

(連携施設に関する特例)

第 46 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。

第 47 条～第 49 条 省略

附 則

1 省略

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。))の前日において現に存する法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 16 条、第 23 条第 4 号(調理設備に係る部分に限る。)、第 24 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)、第 29 条第 1 号(調理設備に係る部分に限る。)(第 33 条及び第 49 条において準用する場合を含む。))及び第 4 号(調理設備に係る部分に限る。)(第 33 条及び第 49 条において

第 18 条～第 37 条 省略

第 4 章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第 38 条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 省略
- (2) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3)～(5) 省略

第 39 条～第 45 条 省略

(連携施設に関する特例)

第 46 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第 7 条第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。

第 47 条～第 49 条 省略

附 則

1 省略

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に存する法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 16 条、第 23 条第 4 号(調理設備に係る部分に限る。)、第 24 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)、第 29 条第 1 号(調理設備に係る部分に限る。)(第 33 条及び第 49 条において準用する場合を含む。))及び第 4 号(調理設備に係る部分に限る。)(第 33 条及び第 49 条において準用する場合を含む。)、第 30 条第 1 項本文(調理員に

準用する場合を含む。)、第 30 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)、第 32 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)、第 34 条第 1 号(調理設備に係る部分に限る。)及び第 4 号(調理設備に係る部分に限る。)、第 35 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)、第 44 条第 1 号(調理室に係る部分に限る。)及び第 5 号(調理室に係る部分に限る。)、第 45 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第 48 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 16 条、第 23 条第 4 号(調理設備に係る部分に限る。)及び第 24 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第 11 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業 B 型等に関する経過措置)

5 第 32 条及び第 48 条の規定の適用については、第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育者又は同条第 3 項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間、第 32 条第 1 項及び第 48 条第 1 項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

係る部分に限る。)、第 32 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)、第 34 条第 1 号(調理設備に係る部分に限る。)及び第 4 号(調理設備に係る部分に限る。)、第 35 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)、第 44 条第 1 号(調理室に係る部分に限る。)及び第 5 号(調理室に係る部分に限る。)、第 45 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第 48 条第 1 項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業 B 型等に関する経過措置)

4 第 32 条及び第 48 条の規定の適用については、第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育者又は同条第 3 項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、第 32 条第 1 項及び第 48 条第 1 項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

<p><u>6</u> 小規模保育事業C型にあつては、第36条第1項の規定にかかわらず、<u>施行日</u>から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>10</u> 省略</p>	<p><u>5</u> 小規模保育事業C型にあつては、第36条第1項の規定にかかわらず、<u>この条例の施行の日</u>から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>9</u> 省略</p>
--	---